

上下水道部合川庁舎ZEB化改修工事設計等業務
実施設計業務 特記仕様書

凡例：□ 適用しない ■ 適用する

1. 施設の基本性能

この施設の設計業務においては、官庁施設の基本的性能基準で定める技術的事項に配慮すること。
なお、基本的性能の項目（別表）のうち、特に配慮すべき事項は次によるものとし、配慮した事項については設計要旨において記述すること。

社会性	<input type="checkbox"/> 地域性 <input type="checkbox"/> 景観性	機能性	<input type="checkbox"/> 利便性 <input type="checkbox"/> ユニバーサルデザイン <input type="checkbox"/> 室内環境性 <input type="checkbox"/> 情報化対応性
環境保全性	<input checked="" type="checkbox"/> 環境負荷低減性 <input type="checkbox"/> 周辺環境保全性	経済性	<input type="checkbox"/> 耐用性 <input type="checkbox"/> 保全性
安全性	<input type="checkbox"/> 防災性 <input type="checkbox"/> 機能維持性 <input type="checkbox"/> 防犯性		

2. 設計業務の範囲

(仕様書第2章)

この設計業務は、国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）及び官庁施設の設計業務等積算要領（平成31年1月21日国営整第164号）で定める次の業務とする。

1) 一般業務の内容

<input type="checkbox"/> 基本設計に関する標準業務	
<input type="checkbox"/> 設計条件等の整理	<input type="checkbox"/> 条件整理 <input type="checkbox"/> 設計条件の変更等の場合の協議
<input type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査及び 関連機関との打合せ	<input type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査 <input type="checkbox"/> 計画通知に係る関係機関との打合せ
<input type="checkbox"/> 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関連機関との打合せ	
<input type="checkbox"/> 基本設計方針の策定	<input type="checkbox"/> 総合検討 <input type="checkbox"/> 基本設計方針の策定及び建築主への説明
<input type="checkbox"/> 基本設計図書の作成	
<input type="checkbox"/> 概算工事費の検討	
<input type="checkbox"/> 基本設計内容の建築主への説明等	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計に関する標準業務	
<input checked="" type="checkbox"/> 要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 建築主の要求等の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 設計条件の変更等の場合の協議
<input checked="" type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査及び 関連機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/> 法令上の諸条件の調査 <input type="checkbox"/> 計画通知に係る関係機関との打合せ
<input checked="" type="checkbox"/> 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関連機関との打合せ	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計方針の策定	<input checked="" type="checkbox"/> 総合検討 <input checked="" type="checkbox"/> 実施設計方針のための基本事項の確定 <input checked="" type="checkbox"/> 実施設計方針の策定及び建築主への説明
<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計図書の作成 <input type="checkbox"/> 計画通知書の作成
<input checked="" type="checkbox"/> 概算工事費の検討	
<input checked="" type="checkbox"/> 実施設計内容の建築主等への説明等	
<input checked="" type="checkbox"/> BELS認証に必要な既存図の作成	

一般業務の内容には、以下の資料作成等を含む。

- 委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成
- 委託業務の対象となる工事の実施にあたり法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成
- 工事費概算書の作成

2) 追加業務の内容

- 積算業務 ※(一財)建築コスト管理システム研究所「内訳書作成システム」によること。
- 透視図等の作成
- 模型の作成
- 計画通知書の作成及び提出業務 (構造計算適合性判定手続 : 有 無)
(省エネ基準適合性判定手続 : 有 無)
- 省エネルギー関係計算書の作成及び提出業務
- リサイクル計画書の作成及び提出業務
- 概略工事工程表の作成
- 日影図(法令対象外)の作成 (目的: 地元説明 紛争予防 その他)
- 都市計画法に係る開発許可申請等の作成及び提出業務
- 景観計画に基づく行為の通知書の作成及び提出業務
- 住宅性能評価書の作成及び提出業務
- 電波障害調査業務
- まちづくり条例資料の作成
- 地質調査(方法: スウェーデン式サウンディング試験 その他 ())
- 土木設計(内容は設計書による)
- アスベスト調査
- 外壁調査 (下地補修数量調査(コア抜き各面1箇所以上を含む))
- 建築物等の利用に関する説明書の作成
- その他 (■ 既存図面のCADデータ化(補助申請用)・構造検討及び耐震性能の確認

3. 適用基準等

(仕様書 3. 3)

1) 設計基準

- 久留米市設計図書作成基準【建築工事編】 (平成25年)
- 久留米市設計図書作成基準【設備工事編】 (平成25年)
- 建築設計基準 (平成26年版)
- 建築構造設計基準 (平成30年版)
- 建築設備計画基準 (平成30年版)
- 建築設備設計基準 (平成30年版)
- 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
- 木造計画・設計基準 (平成29年版)
- 建築工事標準詳細図 (平成28年版)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成28年版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (平成28年版)
- 久留米市営住宅等整備要綱 (平成25年)
- 久留米市営住宅等整備要綱の運用 (平成25年)

2) 積算基準

- 公共建築工事積算基準 (平成28年12月版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (平成31年版)
- 公共建築数量積算基準 (平成29年版)
- 公共建築設備数量積算基準 (平成29年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (平成28年12月版)
- 公共住宅建築工事積算基準 (平成29年度版)
- 公共住宅電気設備工事積算基準 (平成29年度版)
- 公共住宅機械設備工事積算基準 (平成29年度版)

3) 標準仕様書

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成28年版)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成28年版)
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成28年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成28年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成28年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (平成28年版)
- 公共建築木造工事標準仕様書 (平成28年版)
- 建築物解体工事共通仕様書 (平成24年版)
- 公共住宅建設工事共通仕様書 (平成28年度版)
- 公共住宅改修工事共通仕様書 (初版)
- 公共住宅建設工事 機材の品質・性能基準 (平成28年度版)

4. 業務実施情報の登録 する しない (仕様書 3. 4)

5. 業務計画書 (仕様書 3. 5)

1) 業務計画書は、次の内容（括弧内の事項等を含める）に準じて作成し、契約後10日以内に提出すること。

- 業務概要（業務名称、業務場所、履行期間）
- 業務項目（対象建築物概要、設計内容）
- 実施方針（業務の条件、貸与品等資料、業務のフローチャート、実施方法、打合せ計画）
- 業務工程表（業務項目、フローチャート、設計会議予定日）
- 照査予定
（照査時期は監督員と協議の上、計画すること。
関係者へのヒアリング・現地調査等を終え、設計方針を設定した時期及び積算前の図面作成を概ね完了した時期とする。積算前の照査時には概算額を把握し、設計手戻りが少なくなるよう留意すること。）
- 業務実施体制（担当技術者、協力事務所を含む実施体制及び連絡体制図）
- 成果図書（内容・部数）
- 使用する基準及び主な図書
- ダミー単価使用に関する誓約書
- その他

6. 管理技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士 (仕様書 3. 10)
 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は建築設備士
 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は二級建築士
 その他（ ）

7. 貸与品等 (仕様書 3. 11)

- ダミー単価 計画通知書 地質調査書 実施設計図
- 補助申請書 耐震診断書 施工図 構造図
- 構造計算書 測量図
- その他（ 既存図 ）

8. 成果図書の提出（成果物） (仕様書 3. 19)

標準業務の成果図書の内訳については告示に示された成果図書に準じる。

1) 一般業務の成果図書

<input type="checkbox"/> 基本設計に関する成果図書	■ 実施設計に関する成果図書
<input type="checkbox"/> 総合（建築） <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> 給排水衛生設備 <input type="checkbox"/> 空調換気設備 <input type="checkbox"/> 昇降機等 <input type="checkbox"/> 上記に伴う検討資料等	■ 総合（建築） ■ 構造 ■ 電気設備 ■ 給排水衛生設備 ■ 空調換気設備 <input type="checkbox"/> 昇降機等 ■ 上記に伴う検討資料等

2) 追加業務の成果図書

- 内訳明細書
- 積算数量調書
- 単価作成資料（単価根拠）
- 見積書（3者以上）
- 見積検討資料（比較表）
- 透視図・鳥瞰図・外観図
- 模型
- 計画通知書（必要部数）
- 浄化槽設置届出書（必要部数）
- 省エネルギー関係計算書
（主務者 建築 設備）
- リサイクル計画書
- 概略工事工程表
- 耐震計算書（設備機器などの強度確認）
- 改修工事に係らない既存図面のCADデータ
- 日影図（法令対象外）
- 都市計画法に係る開発許可等申請書
- 景観計画に基づく行為の通知書
- 住宅性能評価に係る申請書
- 電波障害調査報告書
- 特定まちづくり施設新築等届出書
- 地質調査報告書
- 土木設計成果品
- アスベスト調査報告書
- 外壁調査報告書
- 建築物等の利用に関する説明書
- バリアフリー法認定図書
- 構造検討結果報告書

3) 一般業務及び追加業務に付随する成果図書

- | | |
|--|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 設計要旨 | <input checked="" type="checkbox"/> 照度計算書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 打合議事録 | <input type="checkbox"/> 電圧降下計算書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> コスト縮減資料（工事費の1%目標） | <input checked="" type="checkbox"/> 照度分布図 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 現況写真 | <input type="checkbox"/> 給水負荷計算書 |
| <input type="checkbox"/> 色彩計画書 | <input type="checkbox"/> 排水負荷計算書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 設計図面
（二つ折製本2部・同縮小（A3）版3部） | <input checked="" type="checkbox"/> 空調負荷計算書 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 換気量計算書 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> ガス負荷計算書 |
| | <input type="checkbox"/> 消火負荷計算書 |
| | <input type="checkbox"/> 浄化槽対象人数計算書 |
| | <input type="checkbox"/> 浄化槽構造計算書 |

9. 一般特記事項

- 1) 本業務委託の一部を下請業者に再委託する場合、「再委託承認願」を遅滞なく提出すること。
- 2) 成果図書に添付する資料はすべての原本データをCD-R等に記録し、提出すること。
そのうち、設計図面はCADにより作成し、データはJWW形式、DXF形式及びPDF形式の3形式にて提出すること。
また、JWWにて図面を作成した場合は、『環境設定ファイル』データも提出すること。
- 3) 内訳明細書は本特記仕様書で適用している（一財）建築コスト管理システム研究所「内訳書作成システム」により作成し、データを提出すること。
- 4) 二つ折り製本の表紙と背表紙には、工事年度と工事名称を記載すること。
- 5) 本設計業務においては、分離発注の有無によらず、建築設計事務所が主体となりながら、関連業務間において、必要に応じて図面情報等を提供するなど相互に協力し、十分な協議（提案・承諾）を行い、全体を把握した上で業務を実施すること。
- 6) 設計図面の原図サイズ、図面枠、工事名称等の表記方法については監督員と協議を行うこと。
設計図面には、設計者名の記入及び押印を行うこと。なお、押印については実印以外の押印とする。
- 7) 見積書を徴集する専門業者の選定については、承認を受けること。
- 8) 設計金額等の業務上知り得た情報については、守秘義務がある。
- 9) 工事設計内容の変更が生じた場合、軽微なものについては設計委託金額の変更をしない。
- 10) 成果図書のうち、設計要旨については、設計方針、仕様（仕上、工法等）の選定理由、設計上配慮した事項等についてとりまとめ、記述すること。また、概略工事工程表の作成が求められた場合は、各工種別の概略日数及び全体工期を把握できるものを提出すること。
- 11) 設計にあたっては、綿密なる現地調査を行い、工事の着手後において、設計内容の変更等を生じないように留意すること。
- 12) 使用資材は、できる限り地場産品（メーカー製品で地元業者から購入できるものを含む）を活用できるよう配慮した設計を行うこと。
- 13) 設計において杭地業を採用する場合、施工時の杭偏芯時における補強の検討を構造計算により行うこと。
- 14) この業務において作成された設計図面に基づき工事を発注した際、施工図等の作成のため発注者が工事の請負者に図面データを貸与することに設計者は承諾するものとする。
- 15) 設計にあたり、関係機関との協議を必ず行い、協議議事録を作成すること。
- 16) 正当な理由により、設計書及び特記仕様書の各事項によりがたい事態が生じた場合は監督員と協議を行うこと。

10. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。